

## 清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 入札説明書に関する質問に対する回答

番号	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
1	10	3	2	1	エ	サ	h～m	「ホール・劇場施設の〇〇実績を確認できる書類の写し」との記載がありますが、これは「契約書の写し」との理解で宜しいでしょうか。また、この場合契約金額等公表を控えたい事項についての取扱いは事業者の判断で行うことができるとの理解で宜しいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：民間事業者間の契約については、契約事項の一部を伏せることを可としますが、設計企業及び建設企業については、必ずホール規模等の数量要件が把握できる証左であることが必要です。
2	15	3	4	4	イ			サービス購入料Bの割賦金利について、提案においては、平成20年11月28日の基準金利を使用することとされていますが、金利決定後、収支見直し、提案書手直し、印刷・製本に1ヶ月程度必要なため、遅くとも11月10日頃の金利として頂けないでしょうか。	変更予定はありません。
3	15	3	4	4	ウ			本件施設の引渡しから開業までの維持管理、運営にかかる費用は、サービス購入料Cとして支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	本件施設の引渡しから開業までの維持管理にかかる費用については、サービス購入料Dとして、本件施設の引渡しから開業までの運営にかかる費用については、サービス購入料Eとして支払います。
4	15	3	4	4	オ			本件施設の引渡し前の利用予約受付等にかかる費用は、サービス購入料Eに含まれ、同費用も含めて各固定額支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	21	4	2	5				パワーポイント内であれば、プレゼンテーションにおいて動画等を用いて宜しいでしょうか。	可とします。なお、別途「審査会プレゼンテーションについて」を参照のこと。
6	22	5	3					「手続きにおける交渉の有無」として「無」との記載がありますが、ここで言われる”交渉”とはどのようなものを想定されているのかお考えをお示し頂けないでしょうか。	契約条件の変更を意味します。
7	23	5	5	7				「なお、選定事業者が決定してから市議会の議決を得るまでの間に、落札者がⅡの入札参加資格を喪失した場合などは、・・・。」との記載がありますが、この場合の入札参加資格喪失の要件は、”P10(3)入札参加資格の確認基準日”に記載された内容に準ずると理解して宜しいでしょうか。	平成20年9月19日付け「基本協定書案に関する質問に対する回答」番号5及び同番号6を参照。
8	26	6	2					表中のサービス購入料Bの構成される費用の内容として、建中金利は他の経費と異なり、「(消費税等を含む)」とされていませんが、割賦元本の一部として含まれるため、契約金額には消費税等も含んで計算されて支払われることになるのではないのでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
9	27	6	4	2				サービス購入料Bの初回支払は平成24年9月末に請求書を提出し、30日以内に支払われると考えて宜しいでしょうか。また、その場合、割賦手数料は施設引渡日の翌日から割賦金利が発生し、初回分も含め30回の元利均等返済で支払われると考えて宜しいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：ご理解の通りです。

## 清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 要求水準書に関する質問に対する回答

番号	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
1	7	2	1	4	イ	オ		「なお、説明会は、事業者決定後3回程度開催する。」との記載がありますが、ここでの3回とは”同様の内容を3回又は3会場に分けて”との理解で宜しいでしょうか。	事業の進捗状況に合わせて、3回程度実施します。
2	8	2	1	4	エ	サ	c	「事業者が清水文化センターから移設する備品・・・」との記載がありますが、清水文化センター大ホールの取壊しが平成24年1月で、本件施設の引渡期限が平成24年4月30日となっていることより、清水文化センター大ホールから移設する備品はないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	11	2	2	3	ヒ			本件施設の建設予定地は「清水港・みなと色彩計画（平成15年策定）」の範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、清水駅東地区計画に基づき施設の形態及び意匠については、「清水港・みなと色彩計画」を尊重する必要があると共に、清水駅周辺整備課及び清水港振興課への届出並びに協議が必要です。
4	16	2	6	4	シ			制作スタッフ室を「2室程度」設けるとの記載がありますが、便宜的に問題ない場合は1室でも良いとの理解で宜しいでしょうか。	運営計画との連携を計り運用上の支障がない場合は、1室としてもよいものとします。
5	22	2	10	2	ウ			前回の要求水準書案に関する質問(2)に対して、建設予定地内の記念樹の移植の活着リスクが事業者にあるとの回答が示されたため、記念樹の移植時期を本体工事と切り離して計画することが必要になると考えており、この場合のご配慮（移植箇所の指示等）は頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者側で適宜用意して下さい。
6	37	3	4	3	シ、ス			修繕及び改修とありますが、この「改修」の用語の定義をお示し願えないでしょうか。 また、修繕のみとして頂けないでしょうか。	前段：平成19年12月7日付け「要求水準書（案）に関する質問に対する回答」番号111参照 後段：変更予定はありません。
7	38	3	5	4	ア			ここに該当するピアノとは、ピアノ庫にあるものを指し、大楽屋、個人楽屋（1室）及びリハーサル室等に設置するピアノは除かれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
8	40	3	7	5	ア	ウ	c	「特別清掃業務とは、6ヶ月または年を単位として行う定期的な業務」との記載がありますが、2年に1回、3年に1回、5年に1回などを単位として行なう定期的な業務も特別清掃業務に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	41	3	7	5	エ	ア、イ		ゴミ処理業務とは、業務より発生したゴミの収集、施設内ゴミ集積所での一時保管及び適切に搬出することで、施設外へのゴミの運搬及び処分に関する費用は事業費に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。また、ここに記載のある民間事業者が専門の廃棄物処理事業者と契約するとはどのような場合を想定されているのかお示し願えないでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：民間事業者が独自に産業廃棄物処理等を実施する場合があります。

10	43	9	3	エ			「来訪者から案内を求められたときは、本件施設の案内を行うこと。」との記載がありますが、全ての来訪者に対して対応することは困難であると思われますので、P58(7)視察への対応で記載のあるように「業務に差し支えない範囲で対応すること。」等を加筆して頂けないでしょうか。	変更予定はありません。
11	43	3	9	3	ク	ア	機械警備は「本件施設が無人となる場合において」との記載がありますが、本施設内が無人でなくても、ある一区画の部屋のみ無人となる場合等については、その部屋のみ機械警備を実施できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
12	43	3	9	3	ク	エ	警報装置は「関係機関へ自動的に通報する」との記載がありますが、関係機関とは事業者の24時間管制センター等を含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	44	3	9	3	ケ	ウ、エ	「総括責任者が市及び関係機関に連絡する」・「緊急時の対応として総括責任者の判断にて・・・」等があるが、総括責任者不在時等の対応については各業務責任者または運営業務総括責任者が代行できるとの理解で宜しいでしょうか。	明確な職務分限規定等を事前に作成し市に提出することを条件として可とします。
14	45	3	11	2			「2～6の各保守管理業務と一体的に実施」とありますが、2～6の要求水準中にある修繕と本業務の違いについてお示し願えないでしょうか。	11は2～6における修繕業務を集約した内容です。
15	50	5	1	11	ウ	ア	「開館記念事業の主体は市とすることとし、会館記念事業に関連する本件施設の利用に関わる対価について、市は負担しない。」との記載がありますが、本件は利用料金制が採用されており、事業スケジュールに当たる8月は、夏期休暇にあたり本来利用料金収益の上がる時期のため、この期間での収益減は運営に大きな影響があります。よって、対価については市のご負担として頂けないでしょうか。	変更予定はありません。
16	50	5	1	11	ウ	イ	開館記念事業の詳細について、平成22年度末までに市が決定した上で事業者へ通知するとありますが、予約は2年程度前から開始することを予定しておりますので、平成21年度末までに決定して頂けないでしょうか。	変更予定はありません。
17	51	5	2	2			開館時間は事業者において提案可能とありますが、休館日についても提案可能との理解で宜しいでしょうか。また、必要最低限の開館日時へのお考えはおありでしょうか。	前段：ご理解の通り。 後段：24時間・365日での供用体制が実現されることを期待しています。
18	51	5	2	2	ウ		休館日の設定、臨時休館日及び特別整理期間については、市と協議するとの記載がありますが、例えば事業者にて週1回の休館日の設定にて提案した場合、市との協議により月1回などに変更される場合があるのでしょうか。また、この場合維持管理・運営コストの変更はあるのでしょうか。	前段：現状ではありません。 後段：あり得ます。

19	58	5	8	3		<p>「民間事業者の裁量により誘致・開催に代え自主企画事業の開催又は他の事業者等との共同製作・開催することも可とするが、その場合であってもサービス購入料を追加することはない。」との記載がありますが、本施設は静岡市様の施設であり、市民ニーズ対応や清水区のにぎわい創出に寄与することを目的とする企画提案等は先ず静岡市様にご提案すべきと考えております。よって、共催等について協議する場を設けて頂けないでしょうか。</p>	<p>特定事業仮契約書案第114条参照。</p>
----	----	---	---	---	--	---	--------------------------

## 清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 基本協定書(案)に関する質問に対する回答

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
1	7	別紙1	2					<p>「がそれぞれ保有し、落札者の構成員でない者が保有する・・・」の下線部を含むこれ以降の文章は、これに該当する者がいない場合は、省略し「がそれぞれ保有していること。」との記載に変更して宜しいでしょうか。また、この場合は、別紙2も省略すると理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>省略並びに変更の必要性については、提案書を精査した上で落札者決定後に判断します。</p>

## 清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 特定事業仮契約書(案)に関する質問に対する回答

番号	頁	条	項	号	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
1	7	13	1					本件土地の使用許可申請については、本事業契約の締結をもって申請されたものとして取り扱っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。当該申請手続きについてご教示ください。	前段：本事業契約の締結をもって、土地無償貸付契約を締結したものとみなします。 後段：特段の手続きは予定していません。
2	10	28	3 4					貴市が提示した事前調査結果の誤謬、地形・地質等現地調査の不備等に起因して設計変更が必要となり、事業者に追加的な費用が発生した場合は、貴市が当該費用を負担するという理解で宜しいでしょうか。また、当該変更により本件施設の完成の遅延が見込まれる場合、貴市及び事業者は協議の上、引渡予定日を変更することができるという理解で宜しいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：ご理解の通りです。
3	11	29	1					実施設計完了後の「設計図書」の提出をもって（同条第2項及び第3項に基づく不備等がない場合）、設計業務は完了し、設計業務に関する100%の出来高を構成するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	13	36						近隣調整が必要となる地域又は団体等をお示し頂けないでしょうか。	事業者にて判断して下さい。
5	15	41	2					完成確認については、書面にて通知されるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、明確化のため、“完成確認通知書面を交付する”とする趣旨に修文いただけないでしょうか。	前段：特定事業仮契約書案第119条第1項参照。 後段：変更予定はありません。
6	17	46	1					本件施設の引渡しの際には、例えば、事業者から市へ引渡書を交付し、市から事業者に対して目的物引渡受領書が交付されるなど、書面による確認が行われる、との理解でよろしいでしょうか。	市から特段の受領書を交付する予定はありません。
7	18	48	5					保証書については、本件施設引渡後直ちに提出という理解でよろしいでしょうか。保証書提出のタイミングにつきご教示ください。	本件施設の引渡時に提出してください。
8	18	50	1					指定管理者への指定が議決されるのは、事業契約書の議決と同時という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	19	51	1					施設使用規則については、所定の部数を供用開始日の前日までに準備すればよろしいでしょうか。必要部数及び作成期限について、ご教示ください。	引渡日の3ヶ月前から市と協議を行い引渡日に10部を提出してください。
10	21	55	3					「前二項の規定に関わらず」との記載がありますが、第1項「法定等変更」及び第2項「不可抗力等」についても、乙から甲に対して「維持管理・運営業務要求水準の変更」求めることができるとの理解で宜しいでしょうか。	第1項「法定等変更」及び第2項「不可抗力等」について、要求水準の変更を求めることができるのは、甲のみです。

11	22	59	1				月報の提出期限について“翌月の10日まで”となっていますが、1月や5月については祝日・休日が多く実務上対応が困難なことから、“翌月の10開庁日まで”に変更いただけませんか。	変更予定はありません。
12	24	64	1				「甲の責めに帰すべき事由」との記載がありますが、これには第三者（来場者、利用者等）の責めに帰すべき事由も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	第三者の責めに帰すべき事由は、甲の責めに帰すべき事由とは異なり、甲の責めに帰すべき事由には含まれません。
13	24	65	1				施設の利用受付は施設引渡前（供用開始より2年程前）よりはじめる必要があると考えておりますが、その時点でSPCが指定管理者として必要な権限等を有しているとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
14	26	71	3				「上限額の範囲を超えて・・・」との記載がありますが、この場合様式406に記載の「全日利用の場合の上限額」を超えることができるとの理解で宜しいでしょうか。	全日利用の場合の上限額を超えた料金設定は出来ません。
15	26	72	4				第2項に「損害拡大の防止に必要な措置を取らなければならない。」との記載がありますが、これは初期段階の措置（応急措置等）を指し、その後の対応等についてはP32第90条により行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	28	81					本条の但し書き部分を設定した趣旨についてご教示ください。引渡し後においても、契約の相手方たる事業者が破産等により消滅した場合、又は当事者能力を喪失した場合は、市としても本事業契約の全てを解除せざるを得ないものと考えます。	「本件施設」引渡後に契約を解除した場合であっても、サービス購入料Bを当初の契約のスケジュールに従い支払いを続けるためです。
17	29	84	4				①不可抗力により毀損・滅失した部分についても、事業者が提出した書類等で確認することができた場合には、出来高部分として認定いただけるとの理解でよろしいでしょうか。②仮に、不可抗力により毀損・滅失した部分が出来高部分として認定されなかった場合、当該部分については、本事業契約第90条第2項の負担割合に従って、市と事業者が負担する、との理解でよろしいでしょうか。	①不可抗力により毀損・滅失した部分について、事業者が提出した書類等で確認することができ、甲の検査の結果、合格した部分については、出来高部分として買い受けます。 ②不可抗力により発生した損害については、合理的な範囲で第90条2項の対象となります。
18	29	84	5				出来高部分の対価を解除前のスケジュールに従って支払うとありますが、この場合、提案時のスプレッドを加えた割賦利息も含めてお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	出来高となった部分で、甲の検査の結果、合格した部分については、提案時のスプレッドを加えた割賦利息を含めて支払います。
19	30	85	6				本項において、市は、事業契約解除後、市又は市の指定する者が維持管理運営業務の引継ぎを受けた場合、未払いのサービス購入料A及びBを支払う、とありますが、事業者は既に設計業務及び建設業務の提供を完了しています（施設整備費に係る割賦元本が確定している。）。従って、かかる引継ぎを条件とすることなく、未払いの施設整備費については当初のスケジュールに従い事業者を支払われるべきものと理解しています。かかる理解に相違ない場合は、本項内容の修正をお願いいたします。	変更予定はありません。

20	30	85	6				利息を付して解除前のスケジュールに従って支払うとありますが、このとき適用される金利は、割賦基準金利+事業者が提案時に提示したスプレッドの合計という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	35	98	2				「乙は、「民間収益機能」を第三者に貸し付けようとするときには、」との記載がありますが、この場合の賃料、光熱水費等の第三者よりの支払いは、市と第三者との間で直接行って頂けないでしょうか。	事業者の責任と負担によるものとします。
22	36	103	1				事業者は、プロジェクトファイナンスによる資金調達を行う際に、事業者が有する本事業契約上の権利・地位を融資金融機関に対して担保提供する予定としております。については、本項に定める事前承諾については、市は合理的な理由なく、その承諾を留保又は遅延しないという理解でよろしいでしょうか。	平成20年9月19日付け「特定事業仮契約書案に関する質問に対する回答」番号3参照。
23	37	106					本条に定める遅延利息の利率については、公平性の観点から、市も事業者も同一の水準とするべきではないでしょうか。	平成20年6月20日付け「特定事業仮契約書案に関する第3回質問に対する回答」番号164参照。
24	37	107	1				他のPFI案件と同様に、守秘義務は官民双方が平等に負担すべきものと考えます。本条については、かかる趣旨を反映し、修正いただけるようお願いいたします。	変更予定はありません。
25	37	107	1				第三者以外への開示を禁止していますが、実務上の観点から他のPFI案件と同様に、事業者の構成員、自己の役員及び従業員又は自己の代理人又は事業者に対して資金提供を行う金融機関若しくはコンサルタントについては開示禁止対象外としていただければ幸いです。	「事業者の構成員、自己の役員及び従業員又は自己の代理人又は事業者に対して資金提供を行う金融機関若しくはコンサルタント」に対するそれぞれ必要かつ合理的な限度での情報の共有化については、「本件特定事業契約の目的」に適合したものとします。
26	37	107	1				他のPFI案件と同様に、次の情報については、秘密保持義務の対象から外してください。“本件事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本件事業に関して知る前に公知であったもの、本件事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本件事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものを。”	変更予定はありません。
27	39	115					本条に定める市による相殺払いについては、突然に一方的になされるものではなく、事前に通知いただき事業者との協議の機会を設けていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事前通知や事業者との協議の機会を設ける予定はありません。なお、平成20年3月31日付け「特定事業仮契約書案に関する第1回質問に対する回答」番号56参照。
28	45	別紙5	2				「当該部分に備え付けの設備、器具、備品等の一式とする。」との記載がありますが、この中には独立採算事業で独立採算事業者が設置し、所有するものも含まれており、「独立採算事業者の所有物は除く」等の記載をして頂けないでしょうか。	本条への加筆並びに補正、変更の必要性については、提案書を精査した上で落札者決定後に判断します。
29	47	別紙5	8				「貸付料の改定」に際しては、甲による一方的な通知ではなく、甲乙協議した上での措置として頂けないでしょうか。	変更予定はありません。
30	58	別紙7	2	1			本項に定める減額措置については、本施設引渡後のサービス購入料A及びB（確定後の債権）には適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。



31	59別紙8					保証人がJVの場合、保証人欄に署名するのはJVの代表企業のみでよろしいでしょうか。	保証人がJVの場合には、JVの全構成員の署名が必要です。
32	62別紙9	2	1	ウ	ア	“キャッシュリザーブ状況等を表す財務に関する書類”とは、具体的に何を想定されていますか。	事業者にて判断して下さい。なお、平成20年6月20日付け「特定事業仮契約書案に関する第3回質問に対する回答」番号207参照。
33	71別紙9	6	1	ウ	エ	契約締結日の5日前と契約締結後に契約内容に変更がない場合でも、契約書類の写しを2回提出する必要があるのでしょうか。	必要です。
34	72別紙9	6	2	イ		本号のタイトルは、“契約解除”ではなく、“継続に関する協議”とするほうが適切ではないでしょうか。	変更予定はありません。
35	73別紙10	1	1	イ	ア	本文中の「特別の要因」及び「著しい変動」について、具体的な内容をお示し願えないでしょうか。	社会経済情勢等を踏まえて、適宜判断します。
36	73別紙10	1	1	イ	イ	本文中の「予期することのできない特別な事情」及び「急激なインフレーション又はデフレーション」について、具体的な内容をお示し願えないでしょうか。	社会経済情勢等を踏まえて、適宜判断します。
37	73別紙10	1	1	イ		(ア)及び(イ)において、施設整備費が不相当となったと認められたとき、との記載がありますが、○%以上の増減があった場合というように、一定の基準により客観的に変更の請求ができるようにして頂けないでしょうか。	変更予定はありません。
38	75別紙11	1				何らかの理由により合併特例債が発行されない場合に備え、市において、当該見込み金額分について予め予算手当て（債務負担行為の議決）を行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	市は確定額を支払います。
39	75別紙11	2	5			維持管理・運営に必要な光熱水費の費用は、以前の質問回答よりサービス購入費Eに含むとの理解で宜しいでしょうか。これについて、特定事業仮契約内に明記して頂けないでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：変更予定はありません。
40	75別紙11	2	5			本件施設の引渡し前の利用予約受付等にかかる費用は、サービス購入料Eとして支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
41	76別紙11	2				表中のサービス購入料Bの構成される費用の内容として、建中金利は他の経費と異なり、「（消費税等を含む）」とされていませんが、割賦元本の一部として含まれるため、契約金額には消費税等も含んで計算されて支払われることになるのではないのでしょうか。	「入札説明書に関する質問に対する回答」番号8参照。
42	76別紙11	3				各サービス購入料については、別々に請求書を提出することが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	76別紙11	3				サービス購入料Bと、サービス購入料D及びEは、支払いまでの手続きが異なるため、市からの支払い日については一致しないこともあるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

44	77別紙11	4	1			サービス購入料Aの金額については、仮契約締結までに確定し、以降変更はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	78別紙11	4	2	イ		サービス購入料Bの割賦手数料は施設引渡日の翌日から割賦金利が発生し、仮に初回支払いの対象期間が他の回よりも短い場合にも、初回分も含め30回の元利均等返済で支払われると考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
46	78別紙11	4	3			本件施設引渡しから供用開始までの間に必要な維持管理・運営費はサービス購入料Cとして支払われるとの理解で宜しいでしょうか。また、その場合、同費用は「その他開業準備に関する費用」として見積もれば宜しいでしょうか。	「入札説明書に関する質問に対する回答」番号4参照。
47	78別紙11	4	4			「サービス購入料D」及び「サービス購入料E」の初回の支払額は、仮に供用開始を平成24年8月1日と提案した場合、同日～平成24年9月30日までの2か月分が対象となり、2回目以降の支払額とは異なる金額になるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	78別紙11	5				本項に定める補助金交付の有無が決定する時期についてご教示ください。	平成21年3月末以降を予定しています。
49	78別紙11	5				補助金交付が確定した場合の本事業契約変更の手続きについて、どのような手続きを想定されているのかご教示ください。	特段の変更手続は予定していません。なお、番号38参照のこと。

## 清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 落札者決定基準に関する質問に対する回答

番号	頁	記号1	記号2	記号3	記号4	記号5	記号6	質問等	回答
1	5	2	5	3				維持管理業務の「評価の視点」の「舞台諸設備の更新計画」については、事業者の業務範囲外となっておりますが、様式50、様式51及び様式201で提案する内容を評価するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

## 清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 様式集に関する質問に対する回答

番号	頁	番号	質問等	回答
1	14	8	維持管理期間について、現在維持管理継続中の施設の実績については「現在継続中」と記入すれば宜いでしょうか。	維持管理期間の開始日並びに終了予定日を記載して下さい。
2	59	49	様式49には、各点検・清掃等の項目が既に記入されておりますが、事業者の設計内容によってはその記入されている項目自体の点検・清掃等が必要のないものがあります。そのため、既に記入されている項目自体を事業者において変更提案しても宜いでしょうか。	可とします。ただし、提案書を精査し、事業者決定後に詳細に関する説明を求めることがあります。
3	59	49	様式49に記入すべき内容は、『定期・特別』点検・清掃等との理解で宜いでしょうか。 (『日常』点検・清掃等は除くとに理解で宜いでしょうか。)	日常点検・日常清掃についても記載して下さい。
4	61	50	「事業期間中における設備・機器更新計画」との記載がありますが、入札金額には「修繕費(様式201) 1. 修繕計画」のみ計上するとの理解で宜いでしょうか。	入札金額には、(様式201)の1. 修繕計画と2. 更新計画の合計額を計上して下さい。更新計画の積極的な提案を期待します。
5	62	51	「更新」と「事業期間外(16～30年)の修繕」については事業者の業務範囲外ですので、本様式にて提案した内容のうち業務範囲外の事項については事業者側で費用を負担して実施するものではないとの理解で宜いでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、事業者から契約事項としての締結を求める提案があった場合には、この限りではありません
6	67	56	「文化芸術公演の誘致・開催」については、平成24年度分に限り具体的な演目等をの内容を記載するように記されたおりましたが、要求水準書(案)P51の開館記念行事も参考したく、基本的な事項(時期、演目等)をご提示願えないでしょうか。	現状では未定です。
7	76	65	「事業者の独立採算事業としての普及事業」については、平成24年度分に限り具体的な演目等をの内容を記載するように記されたおりましたが、要求水準書(案)P51の開館記念行事も参考したく、基本的な事項(時期、演目等)をご提示願えないでしょうか。	現状では未定です。
8		402	注7に「消費税を含めた金額で記入すること」との記載がありますが、前回入札の際の「様式に関する第2回質問に対する回答」NO. 21及びNO. 25の通り、消費税抜きで作成し、消費税欄があるものについて、消費税を記載するとの理解で宜いでしょうか。	ご理解の通りです。
9		408	様式401の運営費のうち、「法人税、法人住民税、法人事業税等法人の利益に対してかかる税金」、「SPCの税引後利益(株主への配当への原資等)」、「(その他費用)」として計上が想定されるSPC管理費などはこの様式の対象外との理解で宜いでしょうか。	記載して下さい。
10		409	平成20年度の法人税法の改正により、長期大規模工事にあたる工事の場合は、工事進行基準を強制適用するものと想定されますが、本事業契約に基づく施設整備はこの基準に該当するとの理解で宜いでしょうか。	長期大規模工事とは、工事(製造を含む。)のうち、①その工事の着手の日から契約上の目的物の引渡期日までの期間が2年以上であること。②その請負の対価の額が50億円以上であること。③その工事に係る契約においてその請負の対価の額の2分の1以上がその工事の目的物の引渡期日から1年を経過する日後に支払われることが定められていないものであること。の3要件を充足する必要があると理解しています。該当するか否かは、課税当局等と協議の上で、事業者にて判断して下さい。

11		<p>409 上記に該当しSPCの施設整備に係る収益費用を工事進行基準により計上した場合、維持管理運営期間中は、施設整備費に係る売上及び原価はPL上は計上されないことになり、キャッシュフロー上は、元利金の返済はサービス購入料Bによる売掛金回収と割賦金利収入で賄われることとなります。したがって、DSCRのキャッシュフローの計算は、税引後当期損益+支払利息+売掛金回収で計算して宜しいでしょうか。</p>	<p>事業者にて判断して下さい。</p>
12		<p>409 様式は平成21年度からとなっていますが、注9の現在価値換算方法には平成20年度を係数1との記載があります。正しくは、平成21年度を係数1とするではないでしょうか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p>